

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一般国道 170号外 照明施設等維持修繕工事（単価契約）
（R6枚方土木事務所）

1. 随意契約理由

一般国道 170号外 照明施設等維持修繕工事（単価契約）については、照明施設等にかかる緊急対応や維持修繕（以下「当該業務という。」）を行うことを目的に実施しているものであり、現在の契約期間は令和6年7月31日までとなっています。

このため、次期契約に係る入札を、令和6年7月5日に実施したところ、入札が不調に終わり残念ながら落札者がいないという結果となりました。

本件工事は、適正な照明設備等の維持管理を確保する上で必要不可欠なものであり、当該業務の実施に空白期間を生じさせることはできません。

手続き等が整い次第、次期入札を実施する予定にしていますが、契約までの間、現在履行中である中電機工業株式会社に引続き実施させることが、経費の節減に繋がり有利と認められますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行うものです。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきですが、現在契約履行中の当該業者に引続き実施することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。